

令和3年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第8日（令和3年12月13日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第73号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案14件を一括議題（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係主幹 | 佐野 舞 君 | 技 幹 | 大久保真穂 君 |
| 主 幹 | 中山 晃 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

## 出席要求による出席者

|                                        |         |                                    |         |
|----------------------------------------|---------|------------------------------------|---------|
| 市 長                                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                              | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                 | 戎井 大城 君 | 企 画 財 政 課 長                        | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 | 危 機 管 理 課 長                        | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長                                  | 味元 博文 君 | 健 康 推 進 課 長                        | 山下 育 君  |
| 市 民 課 長                                | 岡田 旭生 君 | ま ち づ く り 対 策 課 長                  | 中尾 吉宏 君 |
| 観 光 商 工 課 長                            | 二宮 眞弓 君 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和泉 政彦 君 |
| じ ん け ん 課 長                            | 亀谷 幸則 君 | 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長   | 畑山 正王 君 |
| 教 育 長                                  | 岡崎 哲也 君 | 生 涯 学 習 課 長                        | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和3年土佐清水市議会定例会12月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第73号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案14件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 皆さん、おはようございます。5番、吉村です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたしたいと思っております。

まず、一般質問の前に2つほど話をさせていただきたいと思っております。

本年6月会議におきまして、私の一般質問の中で、足摺岬釣鰯組合の存続の支援を農林水産課及び観光商工課に要望しておりました。それが12月の8日、つい先日でございますが、釣鰯組合と株式会社クレスト、それと通販サイトのパンクチュアル、これ確か須崎の通販会社だと思いますが、合同で未来100年プロジェクトを立ち上げたと、それに対して、農林水産課及び観光商工課が連携しながら、最大限の支援を行ってくれていたということで大変喜んでおりました。私も、一般質問で要請しておりましたので大変うれしく思っております。ありがとうございました。

もう一つ、これ今私ちょっと地区を歩いて回っております。そのときに大津に行きました。そのときに、高齢者の独り暮らしの女性の方から消防に対しての話がありました。その方、夜中の12時ぐらいに具合が悪くなって救急車を呼んだと、その方のお家がちょっと急な坂道を登っていくお家でしたけれども、救急隊員が誠心誠意本当にいい対応をしていただいて、大変喜んでおりました。このことを、消防長及び消防署長並びに隊員の方々にお礼をぜひ言うておいてくれということでしたので、この場をお借りしてお伝えをしておきます。消防はこれから、乾燥、火事のシーズンに入りますので、ますますの御奮闘をお願いしておきたいと思っております。

それではすみません、前置きが長くなりました。一般質問をさせていただきます。

まず、パートナーシップ制度について質問をさせていただきたいと思っております。

これは、令和2年12月会議におきまして、本市におけるパートナーシップ制度の導入をしようかどうかという一般質問をさせていただきましたが、課長が新しい課長に変わりました。御所見をお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

パートナーシップ制度の導入につきまして、令和2年12月会議で前課長が答弁しておりますので、その考え方を引き継ぎ、パートナーシップ制度導入に向け検討部会を立ち上げるとともに、多様な性の在り方について理解が深まるよう市民啓発などの取組も並行して行っております。

また現在、土佐清水市では、人権を尊重する社会づくり行動計画2021に基づき、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向け取り組んでおり、この行動計画に性的指向・性自認について掲げ、制度の在り方についても議論する旨掲載しておりますが、多くの人々は性的マイノリティについての認識が薄く、身体上の性別による異性愛を前提として、男はこうあるべき女はこうあるべきといった固定観念などから、生じる言動や態度が当事者に生きづらさ

を感じさせたり、人口の少ない地域では、うわさになったり不審がられたりするため、慎重な人も少なくなく、同じ自治体内で一緒に生活するのも厳しい状況にあります。

このように性的マイノリティの人々にとって、社会生活を送る上で周囲の無理解、誤解や偏見のほか、法律上の婚姻が認められないことなどから、社会生活上の不利益が生じています。

パートナーシップ制度を導入することで、2人の関係を自治体の承認のもとで認めるという事実確認が、不利益の解消が期待できるほか、2人が生活を送る上で社会からの理解が得やすくなり、何よりも、2人の関係性がより強くなるものと考えられます。

また、制度導入の検討に合わせ、市民への性的指向・性自認に関する教育啓発活動に取り組むことで、多様な性の在り方への社会的理解が深まれば、性的マイノリティの人々の生きづらさや、抱える困難、不安が軽減されることも期待できます。こういった取組により、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現へとつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） ありがとうございます。前課長、大変このパートナーシップ制度導入に前向きの方でしたので、考え方を引き継いでいただけるものと期待をしております。

そのときの12月会議で市長も答弁をいただいております。そのときの市長答弁はこのように言われております。制度設計には、性的マイノリティの方々々が組織している支援団体などの意見も聞きながら進める必要がある。まずは、検討部会を立ち上げ、議論するよう指示したいとのことでした。その後、担当課としてどのような部会を立ち上げ、どのような議論がされ、どのような方向性が示されたのかを課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

令和2年12月土佐清水市人権・同和行政推進本部設置規定により、市職員の中から14人の委員とアドバイザー1人を選任し、パートナーシップ制度検討部会を設置しました。

第1回検討部会を令和3年1月27日に開催し、現在までに8回の検討部会を開催しております。

その内容といたしましては、まずはLGBTなどの性的マイノリティの人々に対する理解やパートナーシップ制度の在り方について認識を深めることから始めました。また、各機関が実施するLGBT、性的指向・性自認に関する講演会などにもリモート参加するなど、理解を深める取組を行ってきました。

8月には、本年2月に制度を導入した高知市への視察研修を行い、11月には、パートナーシップ制度とともにファミリーシップ制度を併せて導入した徳島市への視察研修を行い、制度導入の必要性や課題など確認しながらパートナーシップ制度の在り方について議論してまいりました。

これまでの検討部会の中で、市民の社会的理解や多様な性、多様な家族の在り方を尊重する取組として、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入すること、理解を深めるため市民啓発を充実させることなどを確認しております。

課題としては、法律婚では当たり前を受けられるサービスを制度導入により、同じように受けられるよう各所管事業において条件緩和や運用の見直しの検討、そのための調査・協力依頼や各申請様式の性別記載の見直しの検討が必要であること、市職員も性的マイノリティの人々に対する理解が深まるよう研修会の開催や適切に対応できるようマニュアルを作成すること、民間事業者に対しても理解の促進と民間サービス提供依頼を行うこと、当事者の思いや意見を反映することが必要であることから、性的マイノリティの人々などが組織している支援団体等の意見を聞くことなどとなっています。

検討部会では、周囲の理解や必要性について議論し、現在はこれらの課題の整理など行いながら制度導入に向け取り組んでおります。

制度導入の時期につきましては、整理すべき事項も多くありますが、何よりも性的マイノリティの人々に寄り添い、生活上の不安や不利益が速やかに解消されることを優先し、年度内に取りまとめ、人権・同和行政推進本部、人権を尊重する社会づくり協議会に提案し、了承を得た後にパートナーシップ制度を開始したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長答弁によりますと、現在までに検討部会を8回開催し、制度導入に際しての課題とか必要性について議論を重ねてきたということで、その中で、パートナーシップ制度を導入すること、理解を深める市民啓発を充実させること、これ確認しているとのことではありますが、市民の啓発活動が具体的にどのようにされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

市広報や各福祉センターが発行するセンターだよりでパートナーシップ制度について、市民啓発を目的に、記事を掲載しております。

また、人権教育推進講座やじんけん出前講座などでも、LGBTについて取り上げ、パートナーシップ制度の必要性について啓発を行っていますが、当事者の方が安心して生活できる環境となるには、さらなる取組が必要と判断します。

また、この制度導入によりこういった効果が得られるかなど、より具体的な事項を示していく必要もありますので、今後も市民対象にパートナーシップ制度を取り上げた学習機会の提供に努めたいと考えております。

なお、先ほど申しあげましたように、パートナーシップ制度の導入により、市民の多様な性の在り方への社会的理解が深まり、性的マイノリティの人々の生きづらさや、抱える困難・不安が軽減されるような啓発の充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 来年度内には、何とか導入が図れるのではないかなというような答弁だったと思います。いずれにいたしましても、担当課としてパートナーシップ制度と合わせてそのファミリーシップ制度の導入も検討しているとのことですので、これ大変うれしく思っております。早期に具現化することを要望して、この質問を終わりたいと思います。課長よろしく願いいたします。

続きまして、危機管理課長に質問をさせていただきたいと思います。

内容は、大浜地区にある大型の空き家についてでございます。

私、空き家対策の質問がここんとこ続いておりますが、これも先般、大浜地区を歩いて回っておりました。今年の1月か2月にも大浜地区お邪魔して回っておりましたが、そのときに白い大きな建物がありまして、その横を歩いていくときにちょっと壁が危険な状態だなと思いつながら歩いておりました。今年の11月にも同じように歩いたら、今度はちゃんとネットで崩落が防がれておりました。区長さんとそのことについていろいろお話をする中で、危機管理課としてもどのような経緯を含めてあの建物がどういう状況でということは把握していると思っておりますが、大浜地区としては大変危険であるという認識で解体を望む声が多く上がっている状況であります。

なかなかこれ難しい問題を抱えていることは理解しておりますが、市として担当課が大浜地区の方々に寄り添って、これはできないと突っぱねるのではなくて、何とかならないかというような姿勢で取り組んでいただきたい。担当課、危機管理課として大変そのような対応をとってくれているというふうには聞いておりますが、その辺り担当課長の御所見を聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

質問の大型空き家につきましては、宗田節工場及び倉庫・居宅といたしまして、昭和52年から58年頃に建築されたものでありまして、鉄筋コンクリート造一部四階建て、延べ床面積は1,300平方メートルを超える大型の建物であります。平成21年に所有者が死亡した後、10年以上管理がされずに放置された状況となっております。

現状は、一部焚き納屋と呼ばれる原魚を煮たりいぶす工程に使われていた部分が特に劣化が激しく、隣接する市道にコンクリート片等が落下しているような状態にありました。本年4月に、地区の努力によりまして、応急措置として瓦礫等の落下を防ぐために、危険度の高い部分に防護ネットを張り、当面の危険を回避しているような状況となっております。

地元大浜区長から瓦礫の落下、それから耐震の問題等につきまして、危険度が高く何か対策はないかということで平成27年頃から何度か相談を受けております。危機管理課及びまちづくり対策課で現地確認をし、危険な建物であることは重々承知をしておりますが、所有者が不確定なことや、建物が大型で鉄筋コンクリート造であることなどから、取壊しの費用が非常に相当高額になると見込まれることなどを含めまして、いろいろと検討はしてきましたが、よい方策がなく現在に至っている状況であります。

今後につきましても、今までと同様、危機管理課を中心にまちづくり対策課との情報交換を行いながら、よい対策はないか、国・県の空き家対策等の情報収集を行うなどして、あらゆる可能性を探していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） このことは、大浜の区長も大変御尽力されてきたようでありますし、先ほども言いましたように、地区の方々のお話を聞いても早期の解体を望みながらも、一定、市の財政状況の厳しさを考えると簡単なことではないことも理解されている方が非常に多かったです。

ただ、ちょうど課長のお家のすぐお近くということで、ほぼ毎日その建物を見られてると思いますが、大浜地区としてはそういう思いは持ちながらも、何とかして解決をするというふうに市が寄り添って忘れないでいてもらいたいというようなお話が多かったです。その辺り、課長も重々お酌み取りいただきまして、何とか先ほど答弁にありましたように対策を検討していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、今ノ山風力発電について、市民課長にお伺いしたいと思います。

事業予定では、準備書の公告及び縦覧は本年12月1日と聞いておりましたが、いまだに提出されたというお話は聞いておりません。その理由が分かっているならば、ぜひお示し願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

今ノ山風力合同会社は、環境影響評価法に基づく準備書の公告及び縦覧につきまして、今月12月1日から開始する計画で準備を進めてきておりました。

一方、これまでに地区説明会や市議会議員、本市への説明会を開催し、それらの中で、建設に係る施工方法、環境影響に関する意見等が出され、丁寧な説明を行ってほしいとの意見を数多くいただいたとのことであります。

これを受けまして、環境影響評価の結果に関する住民説明会を複数回にわたり開催するため、予定どおり今月12月11日に下川口市民センターで、12日は三崎市民センターと中央公民館で開催した上で、さらに縦覧開始後に開催する法定説明会を開催することとし、公告及び縦覧は法定説明会に合わせて延期することになったと伺っております。

法定説明会では、今月11日、12日に、昨日とおとといですが実施した説明会を含み、これまでにいただいた意見などについて詳細な検討を行い、可能な限り準備書に反映した上で、丁寧かつ深度のある説明を行いたいと伺っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この今ノ山風力の準備書の提出の延期はこれで確か3回目だと認識しております。

今回は、去る11月12日の金曜日に行われた議員全員協議会において、事業予定者の幹部の方々出席のもと示された予定計画でありました。それが、議員の協議会での報告から僅か3週間足らずで延期され、私の知る限りでは議会に報告もなかったのではないかと認識しております。

6月、9月の両議会でも風力について取り上げましたが、環境アセスメントでの不適切な発言を鑑みると、改めてこの事業予定業者で大丈夫なのかと不安と不信感が募ってくるのは私だけではないと思っております。

いずれにいたしましても、事業予定者に対して、担当課と申しますか市民課のほうから議会

でこのような意見が出ているということを伝えるべきと思いますが、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） 再生可能エネルギーの所管課としての立場として、今吉村議員から御指摘のあった内容につきましては、次の事業者との面談の際にはしっかりと伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この今ノ山風力、賛成、反対いろんな御意見があることは承知しております。先般、高知新聞でお隣の三原村の村議会で田野村長がこのことに少し触れられた記事が載っておりました。少し読みます。風力発電が計画されている今ノ山は、村の大事な水源で豊かな自然も残っている。自然エネルギーの活用には賛同するが、1基の出力が最大5,500キロワットというのは、洋上発電レベルで、規模が大き過ぎるとも考えている。村にとって何が残るのか云々という発言が載っておりました。

この問題、今からいろんな動きがあると思いますが、担当課として粛々と進めていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。風力の質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、特別養護老人ホームしおさいの誤薬について質問をさせていただきたいと思っております。

この誤薬について、今年10月の18日付で高知県福祉政策部より施設における誤薬事故防止についてという通知書が各高知県下の施設や市町村の担当部局に届いていると思っております。そのことで、しおさいとしてどのような対応、対策を取ったのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

誤薬事故は、特に利用者様の命に関わる重要な事案であると認識しております。

本年度は、重篤な健康被害は出ておりませんが、これまで5件の誤薬事故を報告しております。その都度事故検証を行い、個人及び誤薬を含む事故防止は、朝の引継ぎ時や庁内システムの掲示板、紙による回覧で適宜注意喚起は行ってまいりました。

令和3年10月18日付、高知県子ども・福祉政策部からの通知を受け、全体参集や研修も検討いたしましたが、新型コロナの関係や職員不足による勤務等で実現が難しく、そのため文

書にて即日、介護、看護、調理、事務の各部門に回覧いたしました。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 園長、これ高知県の福祉政策部がそのような通知を出したということは、全県下的にこの誤薬案件が増加しているということだと理解しております。

今の答弁にあったように、コロナと職員不足により、全体の研修をすることが難しかったので、その文書の回覧をしたとのことでありましたが、その辺りは園で調整して、年に1度程度は誤薬防止の研修を実施するべきだと思いますが、園長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今後は全職員を対象に年間の研修として実施していきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 先ほども言いましたように、全県下的に誤薬事故が増えております。この誤薬が増加しているのはどういうことが原因なのか分析されておるかとも思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

しおさいでのケースを検証いたしますと、多くの原因は確認作業がきちんとできていないことだと思われれます。

本ケースでは、医師や職員、家族との連携・内容確認、配薬日の確認、薬の種類の確認等、これらの確認がおろそかになり、服薬していただかなければならないお薬を飲ませることができませんでした。なお、マニュアルについてはこれまで何度も見直ししてきた歴史がありますので、現状において内容的に問題ないと思われれます。

では、なぜそのようなことになったのかを考察いたしますと、職員個々の認識不足や資質、業務遅延の焦り等が考えられます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 私、先月、先々月と高知市内の介護施設、特養は1つでしたがそこを視察してまいりました。その施設長や職員さんと今回この誤薬についてちょっと勉強会、意見交換をしてきました。その中で、各施設がどのように誤薬が増えてきた原因を分析しているかということで3つほど挙げられました。

1つは職員不足、どこの施設も今介護職不足であります。まずそのこと1点。2点目が、これはショートステイでの誤薬の事故が多い傾向にあると、これは一定出入りがありますので、そういうこともあるのかなという気はいたしました。それで、3番目が、新人職員に対する啓発、研修の欠落と、新しく入ってきた方に対する研修が足らなかったのではないかというようなこの3つが大きく原因ではないかなというお話になりました。

それで、そこ2つの施設、誤薬どういうことが多いのかというと大体3つ分けられています。1つは服用日時の誤り、2つ目が服用できていない、飲まずのを忘れたと、3つ目がほかの方の薬を服用したと、これの割合でやっぱり一番多いのは服用できてない、薬を飲むことを忘れていたというのが全体の大体半分でした。あとは日時の誤り、それから他人の薬を飲むというのが大体この3つに大きく分かれるところでした。

しおさいは、誤薬は他施設に比べて事故自体件数は大変少ない施設であることは間違いないわけですが、その誤薬という定義もそれぞれの施設によって違いがありますので、一概に簡単に比較はできませんが、全体的には少ない施設だと認識しております。

今園長が言われたように、誤薬防止のマニュアルはどこの施設ももうほとんど完成形に近いものがあって、どこも似たり寄ったり、逆に言えばそういうふうなマニュアルになっております。結局それでも誤薬が続くということは、間違いなくヒューマンエラーであります。人ですから間違ふということであると思います。

私はこの誤薬を考えるとき、あってはならないこととの考え方は、介護職として必要な心構えだと思っています。一方、医療・介護の現場では誤薬事故は起こり得るものであり、そのことを殊さら非難するのではなくて、その後の対応や原因を検証して、事故を限りなくゼロに近づけるということが大切だと私は思っております。

そのことを踏まえた対策が必要でありますので、まずは人手不足の解消と啓発、研修の充実に全力を傾けていただくことをお願いしておきたいと思っております。

続きまして、しおさいにおける食事介助と身体介助をする方の人数と年度ごとの推移をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

現在、本入所の利用者様で食事介助を必要な方は、全介助が18名、一部介助が23名、見守りが33名、経管栄養が6名、合計80名です。自立摂取が僅か20名ですので、全体の80%の利用者様が職員による介助を必要としております。

次に、身体介助でございますが、全介助が53名、一部介助が15名で合計68名、全体の68%の利用者様が職員による介助が必要としております。

なお、車椅子やシルバーカーにより自力移動が可能な方は25名で、独歩が可能な方は7名となっております。

また、年度ごとの推移でございますが、先に述べた数値はこれまで統計的に記録していませんでしたが、似たような数値で3年前から8割程度の方が食事介助を要するというデータが残っておりました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 特養の入居者の介護度はやっぱり年々高くなっていく傾向にあると思います。職員さん、特にいろんな業務がある中でも、食事介助は大変神経を使う業務の一つであると認識しております。実は私も、食事介助をしたことが何度もございます。大変神経を使う業務であると思っております。

しおさい、現在この食事介助専門のパートの職員さんを雇っておられると認識しております。以前、特養はみんなで運動会もできたというぐらい元気な方がいっぱいおられましたけれども、その当時からすると今はもう介護度3以上の方が入居されておられて、だんだん食事介助も一人では食べれなくなってということで職員さんが、パートの方が朝、昼、晩と1時間か1時間半ぐらいの食事介助に来てくれていると思います。

それでも、非常にこれ見守りも含めて数が足りていないのではないのかと危惧しております。あと1名ぐらい増員できないものか、せめて2名体制で毎日2名の方が食事介助に入れるように増員できないものか園長にお伺いしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

御提案は前向きに検討したいと考えます。なお、昨年度末で1名の食事介助の方が退職されましたので、本年度当初に食事介助の職員募集を行ったのですが、なかなか応募者がおりませんでしたので、問題は人探しではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） もちろん人を探さないけません。そのためにも、例えばしおさい清掃並びに洗濯の業務の方々の報酬も、今最低賃金で運用されているのではないかなと思っておりますが、食事介助の方もそうですが、やはりその辺りの報酬を改善して上げていくということも人手不足を解消することになると思いますので、そこもまた検討をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

それと、現在しおさい職員の充足率をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

充足率につきましては、本入所100名、短期入所20名、合計120名の定員数に対しまして、ケアマネと病休者を除く介護正職員26名、介護会計年度任用職員10名、看護正職員3名、看護会計年度任用職員2名、合計41名で、定員数に対し3対1でサービスを提供しております。

介護職及び看護職については常に市広報や職安に募集をかけているところですが、昨年と比較しても介護職で2名の職員不足となっております。そのため、介護職のシフト勤務につきましては常に職員へ苦勞をかけているところでございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） それでは、有給休暇の取得状況を教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

有給休暇の取得状況については、職員は1月から12月まで、会計年度任用職員は4月から3月までが一期間となりますので、それを踏まえてお答えいたします。

職員については、昨年平均8.5日に対し本年6.8日です。うち介護職は、昨年平均7.3日に対して5.6日となっております。まだ12月が現在進行形ですが、そこを踏まえても昨年より2日程度取得できないと思われれます。

会計年度任用職員については、昨年平均7.4日に対し本年5.2日です。うち介護職は、昨年平均6.4日に対し4.3日となっております。来年3月までが期間となりますが、こちらも昨年並みに取得できるかは微妙なところでございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） では、その問題点、対策をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

問題点と対策についてお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、昨年と比較して介護職で病休と退職不補充が各1名、合計2名の不足がございます。そのため計画的な有給休暇を含めシフト勤務が大変組みにくくなっております。併せて職員の高齢化や持病により夜間勤務のスタッフ不足も問題点の一つと考えます。

対策としましては職員の補充なのでございますが、こちら先ほどお答えいたしましたように、市広報、職安への募集や社協など関係機関への依頼や職員には口コミ等もお願いしておりますが、一向によいお話はありません。今後は、専門職でなくてもできる業務の分離や、これまでとは違う方法での募集も検討したいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 園長の答弁のように、今までの方法とは違う募集というか運用も考えていく時期になったのではないかなと思っております。職員も昨年と比較して2名減っていると、この仕事の性質上、2名減るといことはほかの職員の方の負担が大変多くなってきているということ、それから有給も大変取りづらい状況ということも含めまして、近々の課題として対応していただきたいと思っております。

それでは、しおさいの離職率をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

厚生労働省の雇用動向調査で使用している1月1日を基準とし、離職者を在籍人数で除す方法で介護正職員を計算いたしますと、平成31年は0%、令和2年及び令和3年には早期退職者が各1名おりましたので両年とも3.8%と低い数値になっております。

過去にも早期退職者は数名おられましたが、ほとんどの方は退職まで勤めていただき、ありがたいことに退職後も引き続き勤務している方が多くおられますので、そのおかげで何とか今

日のシフト勤務が回っているような状況でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 通常の施設では考えられないほどの低い離職率であると、それは結構なことだと思います。高知でちょっと2施設ぐらいで聞いてきましたが、離職率は教えていただけてないんですが、この10年間で職員で、10年前から残っている職員は1人しかいないと、それからもう一つのところは、ここ8年でオープニングスタッフは1人も残っていないというように、大変離職率の高い仕事ですので、しおさいのこの離職率の低さは大変結構なことだと理解しております。

この低い理由はどこにあるのか、園長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

私見ではありますが、離職率が低い理由として考えられるのは、不況に影響されにくいとされる公務員としての給与、手当や福利厚生などの身分保障ではないかと推察されます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） まさしくそこだと思います。つまり、今市町村で特別養護老人ホームを持つ自治体は大変少なく激減しております。そんな中、本市は特養を公設で持つということで大変踏ん張っておられます。そのことは、今やこれだけ介護職が少なくなって、特別養護老人ホームの運営も介護職不足でどんどん定員を少なくしていくというような施設も出ている中、しおさいは公として残っているおかげで職員も残っております。これから、公的なインフラという位置づけになると思いますが、その辺りは清水の介護の最後のセーフティーネットになっていると思います。

ただ1つだけ指摘をしておきますと、しおさいの職員さんの年齢層が、ある三、四年、40代後半から50代前半に集中しておりますので、この方たちが退職を迎える頃に一気に介護人不足が想定されますので、今のうちに対応策を検討することが必要だと思っておりますので、そこは指摘をさせていただきたいと思っております。

それで、今、国はコロナ禍で新しい資本主義の方向性として、先ほども言いましたように公的インフラ、公的部門への分配強化を打ち出すようであります。報道で聞くところによりますと、医療、介護、子育て、この3部門が報酬ざっくりですが3%上乘せをしていくというような流れになってきておりますが、しおさいはその対象となるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

令和3年11月8日付、新しい資本主義実現会議における緊急提言で、豊かな中間層を生み出していくために、新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応の最前線にいる介護、看護、保育等の現場で働いている方々の収入を増やしていく。そのため全世代型社会保障構築会議の下に公的価格評価検討委員会を設置し、公的価格の在り方の抜本的見直しを検討するとあります。ただ、なおこれらが公共の事業所に勤める職員にも適応されるかは現在の時点ではまだはっきりしておりません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） しおさいは公設ですので、ほかのところと給料体系からしてなかなか難しいとは思いますが、介護職全体とすれば大変ありがたい方針が示されたと受け止めております。

それでは、続きまして、しおさいの今年度の収支見込みをお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

まず、昨年度の決算は、令和元年度からの繰越金726万円があったにもかかわらず、一般会計からの繰入金233万円必要でした。単年度で実質959万円不足したわけです。

昨年度と今年度を比較した場合、黒字であった令和元年度には及びませんが現時点で本入所延べ99人、短期入所延べ340人の利用者様が多くなっております。また、先ほど申し上げましたように職員数で2名不足している状況ですので、それらを勘案するとプラス・マイナス・ゼロ程度ではないかと推察しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 昨年よりも利用者数は増えた、しかし職員数は2名減で今運営しているということですが、つまり仕事量は昨年より増えたのに職員数は2名不足した状況であると、以前しおさい確か経営改善委員会のようなもので何年間かけてこの経営を改善していきたいということで、3年、4年ぐらい前ですか、3年ぐらい前ですかね、昔でいう給料を現業職

にしおさいの職員をカットしたということ、その後処遇改善加算の導入も当然されずに、今回国の公的インフラへの分配強化からも外される見込みであります。仕事量は増えて、先ほど言いました有給休暇も取りづらいと、そういう状況下でやはり業務をこなしてくれていると、そこは一定感謝をしていかなければならないと思っています。いずれにしても、この利用者や入居者への介護サービスの質の担保をすると、誤薬や事故ですね、その意味でも、職員不足をとにかく一刻も早く解消することが行政職の責務であると思います。そのことを強く要望しておきたいと思っております。

最後に、もうすみません時間もなくなってきましたが、現在、しおさいノーリフトを導入しているとのことではありますが、いつから始められたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

ノーリフティングケアとは、利用者様の状態に合わせて福祉用具を使用し身体介助を行う方法で、抱えない・持ち上げない・引きずらないことにより利用者様の安心や安全はもちろんのこと、介護員の腰や肩の故障も防ぐことも目的としております。高知県が平成29年3月にノーリフティング宣言を行っておりまして、しおさいでも平成30年度から施行し、令和2年度から本格導入しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） このノーリフトは利用者さんはもとより、介護職員のためにもなります。特に、このしおさいノーリフトはさらに一歩先を行っているのと、しおさい型だともお聞きしておりますので、これからもこれを継続していくよう園長にもお願いをしておきたいと思っております。

すみません、時間がどんどん押しておりますが、しおさいこれで質問を終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、健康推進課に質問をさせていただきます。

大変私欲張って質問通告をしておりますので、時間が大変厳しくなってきました。大変申し訳なく思っております。

まず、健康推進課に介護人材不足についてお聞きいたします。

現在、全国的な問題として介護職不足が取り上げられています。当然、本市も例外ではございません。担当課としてどのように現状把握をされ、分析をされているのかをお聞きしたいと

思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

介護人材不足の把握につきましては、各事業所がハローワーク等に出している求人情報の人数の集計や、各事業所への聞き取りによる現在の利用者数、受入れ可能人数・待機者数を集計して把握を行っており、今年度の事業実施のために行った昨年12月の調査では、専門職やそれ以外も含め、市内事業所で66人もの求人募集がされているなど、ほぼ全ての事業所において新たな雇用が困難で、人手不足となっている状況であると認識しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） これも以前質問をさせていただきました。そのときも大体60人ぐらいずっと不足しているという現状で、あまり現状改善されていないということであります。

では、その介護職不足の現状に対してどのような施策を担当課として行っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

先ほど、お答えいたしました現状把握等を踏まえて、現在、3つの人材確保に係る施策を行っております。

まず1つ目としまして、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の不足を受けて実施しております介護支援専門員の更新研修等に係る費用の一部を補助する介護等人材育成支援事業です。次に、2つ目としまして、市内の訪問介護員の不足を解消するために、市内在住の方は無料での実施となる介護職員初任者研修、そして3つ目として、市内の事業所への介護人材等の定着を目的に、就業して90日が経過した方に対し、支援金の交付を行う介護人材等定着支援事業となります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） つまり、介護等人材育成支援事業でケアマネジャー不足の対策として行って、初任者研修でヘルパー不足の対策をし、3つ目の介護人材等定着支援事業でケアマネ

やヘルパー等の介護職と看護師の就業定着を推進すると、この3つの事業が柱だという理解でよろしいと思います。

それでは、少し質問事項を変えさせていただきます。本市の高齢者人口について質問させていただきますが、高齢者人口減少傾向ではありますが、清水の独り暮らしの高齢者は今現在増加していますと、その上、慢性的な介護職不足、特にヘルパー不足の状況を考えますと、在宅介護の推進は大変厳しい事態になることが予想されております。そこで、担当課として大変難しいことではありますが、とにかく今は介護職不足解消に向けていろんな対策をとっていただきたい、その中で先ほど3つ目に言いました定着支援金、この事業は今何人か利用されて、今月末までということでもかなり一定効果が出ているとお聞きしておりますので、この支援事業を来年度もぜひやっていただきたいと思いますが、1つお願いがありまして、この支援金、ケアマネジャーと看護師さんと介護職さん、それぞれ50万円、30万円、10万円というふうに分かれております。この支援金は介護人材の定着ということにあるわけですので、職種によって支援金の額を違えるのは少し趣旨と相違が出てくると感じておりますので、ぜひこの介護職員の支援金の額を引き上げていただきますよう、市長並びに担当課長にお願いしまして、少し飛ばしてしまいましたが健康推進課長の質問を終わりたいと思います。

あと、農林水産課ございました。大変申し訳ないです。時間が中途半端になりますので、次の議会にて質問させていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩をいたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時08分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 皆さん、こんにちは。新風会の山崎誠一です。

さて、先日の12月10日は世界人権宣言が採択されて73周年になるそうです。また、80年前の12月8日は太平洋戦争が始まった日でもあります。そういったことでは、基本的な人権の尊重や反戦平和について考えるよい機会になったのではないのでしょうか。コロナがなければ、例年11月のこの時期は、三崎ふれあいじんけん祭、大岐じんけんふれあい収穫祭、松崎三代ふれあいの集い、布解放文化祭などが行われていました。そして今は、コロナとの闘いであり、これには日頃からの危機管理について、いかに備えが大切かを考えさせられます。

前置きが長くなりました。それでは、発言通告に基づき質問を始めます。

まずは、産業廃棄物の不法投棄について、市民課長に質問をさせていただきます。

それではお聞きします。足摺岬公園線の以布利から窪津に抜けるルートで、以布利から1キロメートルぐらい入った通称伊予駄場、しょぼん谷というところへ下りていく遍路道に、家を壊して出た廃材が不法投棄されました。この事件は、新聞報道もされており、廃材が遍路道を塞ぎ通れなくなっていました。また、廃棄物処理場でもないところに、ちゅうちょした様子もなく谷底に向けて流し落とされたように思います。

今でこそ人が住んでいませんが、以前は住居があったと聞いており、屋根に土や木材、割れた陶器、便器、鏡の破片などが降ってきたような状況でした。あまりにも危険で無責任な行為というしかありません。そういったことで、市民課長にお聞きします。

土佐清水市には、不法投棄に関する罰則、罰金のような条例はあるのかお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

本市には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例があります。これは一般廃棄物について、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするものとなっております。不法投棄に関する罰則、罰金などの刑罰を科すことの条文規定はございません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。分かりました。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした、処理及び清掃に関する条例になっていると思います。罰則、罰金を負わせるための条例はないようです。ありがとうございます。

それで、もう少しお聞きしますが、市内のところどころに不法投棄の禁止という看板が立てられており、それには5年以下の懲役、罰金1,000万円などと表示されています。このもとになっている罰則があると思いますが、その概略を市民課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定をされておりました、不法投棄は法律により禁止されております。また、同法第25条では、個人の不法投棄に対して5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられること、同法第32条では、法人の不法投棄に対して3億円以下の罰金刑が科せられることが規定されており、国の法律におきまして不法投棄の行為者には厳しい罰則が科せられることとなります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

国の法律があるということで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた不法投棄の行為者へ厳しい罰則が科せられること、個人でも懲役刑や罰金の額も大きいようで、犯罪行為に問われるし、また法人でも罰金の額が3億円とかなり大きいということが分かりました。

しかし、一方では、産業廃棄物を正しく処分、処理できれば不法投棄を防げるわけで、それには処理場が必要になってくるのではないのでしょうか。そこで、土佐清水市には、産業廃棄物を処理するところは何か所あるのかお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

本市には、令和3年10月1日現在、2事業者が高知県の産業廃棄物処分業者の許可を受けて登録をされております。

まず、大岐にあります清水リサイクルセンターは、主にコンクリートくずの破碎処理のみを行う中間処理を行っております。上野にあります野村産廃処分場は、木くず、瓦礫類の破碎を行う中間処理と、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、瓦礫類を埋め立てし最終処理を行う最終処分業者にもなっておりましたがけれども、本年10月より、受入れ施設の容量が満杯となったことから中止しておまして、今後は中間処分事業者として受入れを行うと伺っており、本市には現在、産業廃棄物の中で限られた品目を処理する中間処理施設はあるものの、最終処分を行う産業廃棄物処理施設はございません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

現在、限られた品目の中間処理場がある、埋立処理できる最終処分業者がないということが分かりました。不便になったというのが率直な気持ちです。

それでは、市内で発生する産業廃棄物はどのように処分されていくのか市民課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

事業所などから出た産業廃棄物は、高知県から許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者に依頼しまして、中間または最終処理業者へ運搬してもらうか、事業所など自らが直接中間処理業者に搬入することとなります。

県から許可を受けた収集運搬業者は令和3年10月1日現在、市内に21社あり主に建設業者になります。

市内では、先に答弁しましたとおり2事業者の中間処理業者がありまして、清水リサイクルセンターでは主にコンクリートくずを受け入れし、破砕処理後リサイクルしております。ここで搬入されるコンクリートくずは全て再生砕石として自社にて販売されるため、最終処理施設には運搬されておられません。

野村産廃処分場では、木くず、瓦礫類を処理対象としております。それらを破砕処理後、市外の最終処分施設に運搬されます。

市内の2事業者が処分できないコンクリートくず、木くず、瓦礫類以外の品目につきましては、全て市外の中間または最終処理業者に運搬し処理されることとなります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

先ほどから、処理できる品目ということで、答弁の中に木くずとかコンクリートくずとか瓦礫類などといったものが出てきました。答弁にあった品目だけでは処理できるものが限られていると思いました。また、処理できないものは市外へ運ぶ必要があるとのことですが、市外へというと遠い、不便だなという感想です。ありがとうございます。

ですが、危険なものもあるはずですので、どうか適切に処理されますよう、これまで同様、指導のほどよろしく願いいたします。

話は少し変わりますが、今回の不法投棄されたものは、土や木くず、割れた便器、鏡の破片

などでした。県道脇の遍路道だということで区長さんにお聞きしますと、県土木さんが撤去し、何が捨てられているのか警察が捜査、調査したと言っていました。

それから、これまでも様々なところに捨てられるケースがあったと思います。そして、廃棄物の処理には運搬や処分の費用がかかるとは思いますが、誰が費用を負担するのか調べてみますと、捨てた者が分かれば当然その者が負担することになるわけでしょうが、分からないと土地の所有者が負担することになるとお聞きし、迷惑で割に合わない話だと思いました。

そういったことで、今回の産業廃棄物を投げ込まれた、捨てられた場所へ不法投棄禁止の看板を設置してほしいのですがいかがでしょうか、市民課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） ごみを違法に廃棄しないように、また、違法に投棄した場合は法律によりまして厳しく処罰される内容を掲示した立て看板を、今回不法投棄のあった場所へ土佐清水市と中村警察署清水庁舎の連名で今月、12月2日に設置し再発防止に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

そして、廃棄物を捨てられて、様々な人が様々な理由で迷惑を被っています。ましてや遍路道へ捨てるなどもってのほかと言うしかありません。また、山林や空き地など人目につかない場所に安易にごみを捨てることを軽く考えているのかもしれない。また、悪意がなくとも罰せられてしまう可能性があるため、廃棄物の分別には細心の注意を払う必要があると思います。もしも、不法投棄が犯罪と知っていれば、今回のようなことはしなかったのではないかと少し思います。

不法投棄は罰則、罰金も重く多額であり、たちまち当事者は社会生活が不可能になりかねず、それに加えて、世間や社会からの信用を失うと想像いたします。生活が破綻するかも分かりません。そういった意味でも、犯罪者をつくらないために不法投棄を思いとどめる、やめさせるために警告の看板は必要で、設置をお願いいたしました。それに対して早速、看板は設置済みということでありがとうございました。

あわせて、啓発をする意味で、取りあえずできることからということで、もう一つお願い事ではありますが、広報とさしみずへ罰則、罰金、犯罪である等の啓発文も掲載してほしいのですがいかがでしょうか、市民課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） 今回の不法投棄を受けまして、早速今月、12月号広報へ不法投棄は犯罪であり、不法投棄をした者は懲役もしくは罰金の刑罰が科せられる旨、また、不法投棄を発見した場合の通報等につきましても周知啓発を行っております。

今後におきましても、不法投棄に限らず広報などを通じて住みやすいまちにするために、環境保全・環境衛生・公害対策に関することや、ごみの適正処理・資源化について、周知啓発に取り組んでまいります。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。どうかよろしくお願ひします。

最後に、ちまたで聞いた話として、誰でも持ち込める、埋立処理できる産廃処分場のようところが欲しいという話でしたので、そのことをお伝えして市民課への質問を終わります。

続けて、関連する不法投棄された遍路古道「歴史の道百選」について生涯学習課長にお聞きします。

では、まず令和2年度の決算事業説明書では、生涯学習課に関係して高知家の遍路道プロジェクト事業において、事業の効果では、遍路道の案内をする看板を設置し、橋、手すりの整備やマップを作成することで利用するお遍路さんの利便性が向上し、地元の保全団体の活動の機運が高まったと効果があったことが報告、説明されています。そういった機運の中、今回の遍路道への廃棄物の投棄は、高まった機運を大いに引き下げた行為であったと言うしかありません。

不法投棄された状態のときは、あしずり遍路道保存会の方が「お遍路さんご迷惑をおかけします。」という看板を立てていました。もちろん迷惑どころではなく、知らないで訪れた遍路さんは、遍路道を歩くという目的が失われて残念だったのではないかと思います。

そういったことで、廃棄物を取り除いたことは分かりましたが、その後は遍路道として元の状態という意味の原状回復といった状況になっているのか、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

大量な廃棄物の不法投棄のあった場所は、金剛福寺道の伊予駄場から窪津間の古道入り口に位置し、文化庁の歴史の道百選に令和元年度に選定された遍路道です。

お遍路さんに安心して通行していただくため、日頃から環境整備に努めてきたところですが、

モラルに欠ける行為があったことは非常に残念でなりません。

廃材を取り除いていただいた後は、ほぼ原状回復できていますが、警察の捜査を待って、県土木や関係各課と連携を図り、廃棄物が残っていないか再点検を行い、お遍路さんが安全で安心して通行していただけるように再確認を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。これまで同様、遍路道保存会の方々の協力をいただきながら、遍路道の環境整備についてよろしくお願いします。

続けてお聞きします。

今回文化庁選定の歴史の道百選に選ばれた遍路古道が、廃棄物で汚れたわけです。弘法大師が修行のため歩いたと伝わる道ということで、四国八十八か所参りや遍路文化ということでは大切な道であると思っています。

そういったことから、遍路文化を将来にわたり保存・活用していくために、継続した遍路道の環境整備を実施していく必要があると思います。これをどう継続していくのか、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

古道の景観を今に伝える遍路道は、最近の気象変化により、土壌崩壊などが進み破損を受けた箇所が多く、遍路道の文化的・歴史的価値が損なわれかねない状況にあります。このことから、世界遺産登録を推進する上でも、必要となる構成資産の保護措置を図るため、県のクラウドファンディングを活用した高知家遍路道プロジェクト推進事業費補助金を活用し遍路道の保全・保護及び環境整備に取り組んでいるところです。令和2年度には、この補助事業を活用し、真念庵周辺と窪津のくじら道に手すりや案内看板を設置したり、住民団体に委託して丸太橋の改修を行いました。また、お遍路さんに安心して通行していただくため、遍路道の環境整備を行う草刈り機の購入や観光協会のホームページとリンクするあしずり遍路道ハンドMAPの作成、説明表示板の設置を行ったところです。

令和3年度においてもこのクラウドファンディングの残額を活用し、引き続き橋の設置やリンク先の遍路道を紹介する観光協会のホームページの改修委託及び案内看板の設置を行う予定です。それと合わせて、国の補助金を活用し真念庵のある市野瀬付近約0.7キロの遍路道調査・測量を令和3年度から2か年かけて実施をし、国の史跡指定を目指して取組を進めていま

す。

また、今年度から、本市のふるさと元気基金の事業区分にあしずり遍路道等保存事業（歴史・文化）の区分を設けていただき遍路道や文化財保存のための寄附金を募っております。来年度以降はこの寄附金を活用して、次世代に遍路文化を継承し、安全で安心して通行していただけるよう、引き続き遍路道の保全・保護や環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。

自然環境から受ける影響に始まり、世界遺産への登録の取組、現在の遍路道のソフト・ハード面の整備、市民団体との協力、そして遍路文化の保存など詳細に今後についての取組も説明をいただき、ありがとうございますしかありません。よろしく申し上げます。

最後に、今回の質問は不法投棄に関連しての遍路道、遍路文化などについてお聞きしましたが、とにかく産業廃棄物などの不法投棄の行為者は厳しく罰せられること、世間に様々な面倒をかけることを訴えて、生涯学習課への質問を終わります。

次に、体育施設の改修工事についてお聞きします。

体育施設の改修工事について、まずはまちづくり対策課長に質問をさせていただきます。

土佐清水市過疎地域持続的発展計画、令和3年から令和7年度版が議会で承認されています。その中の教育の振興では次のように書かれています。生涯学習について、「誰もが、いつでも、生涯学習」体制の拡充を図るため、社会教育・体育施設、これは市民図書館、中央公民館、市民体育館等となっております、の指定管理者制度により管理運営を行い、それぞれが自主的な取組により施設の有効活用を図っていますが、中央公民館を除き、施設・設備が老朽していますと言っています。これらの施設・設備の改修には多大な費用が必要になりますが、今後も市民の生涯学習に対する多様なニーズに対応していくためには、計画的な改修が必要になるわけです。そして、その対策として、施設改修については緊急度や安全面等を勘案した上で、計画的な修繕実施を行い、適切な維持管理に努めますという文言がうたわれています。

それから、事業計画では、体育施設として3つの工事を挙げていて、屋外運動施設改修、市民体育館改修、市民体育館設備改修となっています。今回は、屋外運動施設改修、市民体育館改修工事についてお聞きしますが、まずは市民体育館の屋根等の改修についてです。

それは、体育館の東側と南側から雨漏りをしていると聞いており、これについて改修計画はどのように進んでいるのか、まちづくり対策課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席)

○まちづくり対策課長(中尾吉宏君) お答えいたします。

市民体育館は、平成11年度に建設しており、特に屋根は老朽化により雨漏り、屋根材の剥がれなどがあり、かねてより施設利用者から修繕の要望を受けており、平成30年度に都市公園長寿命化計画を策定いたしました。この計画の中で市民体育館の健全度判定を行っており、D判定の結果となったことから、令和2年度に総合公園体育館屋根設計委託業務において、改修工事における仕様書・設計図面・計算書・設計書などを作成しております。

市民体育館屋根改修工事については、令和3年度に国庫補助事業である社会資本整備総合交付金事業に要望しており、令和4年度より改修工事にかかりたいと考えております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) ありがとうございます。

見てのとおり、遠くから見ても屋根が茶色くなって、ただそれだけかなというふうに思っておりました。ところが、やはり中は雨漏りという状況でございました。分かりました。計画どおり実施されますようよろしくお願いいたします。

暫時、次へ行きます。

屋外運動施設改修ということで、人工芝のテニスコートの裂けたところの改修については、一昨年、昨年辺りから裂けた部分を塞ぐように修繕していますが、まだまだあちこちに裂けたところや穴が空いており、人工芝の全面貼り替えが必要ではないかと思えます。ということで、改修計画はどうなっているのか、まちづくり対策課長にお聞きします。

○議長(永野裕夫君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席)

○まちづくり対策課長(中尾吉宏君) お答えいたします。

総合公園テニス場は、今年度の社会資本整備総合交付金事業の都市公園長寿命化計画策定において、健全度判定を実施中であり、対象となれば令和5年度以降に改修工事を行う予定です。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) ありがとうございます。

健全度判定を待つこと、判定結果待ちということで、改修までの流れが分かりました。うまくいっても令和5年度の予定になるとのこと、まだまだ時間がかかるなという感想でござい

ます。取りあえずよろしく申し上げます。

続いて、子供たちが遊ぶ複合遊具についてです。

土佐清水総合公園に隣接して、こども広場があります。ここの遊具が使用不能になっておりますが、遊具の取替えや修繕などの計画は進んでいるのか、まちづくり対策課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

現在、総合公園内のこども広場に設置しております、タコ遊具、ジンベエザメ遊具が老朽化により、令和2年12月4日から全面的に利用禁止の措置をとっております。全国的に老朽化などにより遊具での事故が報告されており、こうした事故を防ぐための措置としており、今年度中にタコ遊具、ジンベエザメ遊具の大型複合遊具2基を撤去する予定です。

今後の改修予定としましては、令和3年度に国庫補助事業である社会資本整備総合交付金事業に要望しており、令和4年度に大型複合遊具を設置する予定としております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。計画どおり行われることを願っております。

それと、これまで同様、こども広場内の築山や木々の環境整備も併せてよろしく願いして、まちづくり対策課への質問を終わります。ありがとうございました。

それでは、続けて、生涯学習課へお聞きします。

先ほど、まちづくり対策課長へ主に体育館、屋外体育施設等についての改修計画について質問をさせていただきました。都市公園を所管する交付金事業や条例による指定管理などにより、施設改修の所管が変わるように思いました。そこでお聞きしますが、生涯学習課が指定管理委託している総合型地域スポーツクラブ・スクラムが管理している施設の概略を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

スクラムに管理していただいている施設につきましては、土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例に規定する市民体育館、総合運動公園内にあるテニス場、多目的広場、浦尻運動公園内にある運動広場、テニス場、三崎、下ノ加江の運動広場、旧清水中学校の相撲場、格技館、校庭、体育館、旧養老小学校体育館の12施設となります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。
(4番 山崎誠一君発言席)

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。なかなか広範囲に管理されていると思いました。

続けてお聞きします。

先ほど、まちづくり対策課でも市民体育館や総合公園屋外運動施設の改修といった事業が出てきました。重なる部分もあるかと思いました。で、以前何かの機会に野球のバックネットとか体育館のエレベーター、旧清水中学校体育館屋根修理などを行ったことがあるとお聞きしました。勘違いかもしれませんが、そこでお聞きしますが、体育施設の年間施設修繕件数をお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。
(生涯学習課長 田村五鈴君自席)

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

社会体育施設の過去3年間の修繕件数をお答えさせていただきます。令和元年度6件、令和2年度2件、令和3年度が3件となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。
(4番 山崎誠一君発言席)

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。維持管理がしっかりと行われていると思いました。

それで、市民体育館は雨漏り対策として改修工事をまちづくり対策課が所管するようですが、そういった状況で償却年数というか経過年数が約22年ということで、古くなっているがということとか、ところどころ修繕が必要になっているのかなというふうに想像をします。仮にですが、体育館の床に穴が空いた、窓が雨風で破損した場合はどこが直すのか、どこというのは、生涯学習課かスクラムなのか、それともまちづくり対策課なのか、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。
(生涯学習課長 田村五鈴君自席)

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

市民体育館の修繕につきましては、見積額が1件につき10万円を超えるものは生涯学習課が、10万円未満の軽微な修繕につきましてはスクラムが対応することを協定書で取決めをし

ております。雨漏りや床等の大規模な修繕をする場合は、公園管理を行うまちづくり対策課と協議を行い対応することとしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

これからも、基準どおりよろしくお願ひします。そういう基準があるということが分かりましたので続けてお聞きしますが、テニスコートはどこが改修・修繕するのかお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

テニスコートの改修についても、小修繕は生涯学習課が対応し、大規模改修はまちづくり対策課と協議の上、対応しております。

先ほど議員からの質問の中でもありましたように、来年度は、まちづくり対策課が市民体育館屋根の大規模改修を控えており、改修工事の終了した再来年度以降に、テニスコートを計画的に改修していく検討をしているとお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。答弁を聞いていて思ったのは、施設の維持管理・更新など、公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、その実施に向けて庁内の情報共有がしっかりと行われていることが分かり安心しました。ありがとうございました。

続けて行きます。

人工芝テニスコートの貼り替え改修は施設の健全化判定によっては令和5年度になるとのことですが、裂けたところ、穴の空いているところは全面貼り替えをすれば問題は解決すると思いますが、計画どおりうまくいっても2年かかるわけで、その間このままの状態では何ともならないわけです。全面貼り替えにはかなりのお金と時間がかかると想像します。修繕なら少ない予算で当面使用でき、当面というのは貼り替えまでの間ということですが、何とか修繕をして2年先の貼り替えまでもたせてはと思いますが、いかがでしょうか。

ということで、テニスコートの裂けたところや穴が空いているところについて修繕をする予定はないか、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

(生涯学習課長 田村五鈴君自席)

○生涯学習課長(田村五鈴君) お答えいたします。

テニスコートについては、2005年に完成して以来、利用頻度も高く、コートの摩擦やつなぎ目部分が剥離するなど危険な状態と判断した場合は、その都度、部分補修で対応してきたところです。

完成から16年が経過しており、大規模改修が必要な時期が来ているものと認識をしておりますが、その費用は多額になると聞いており、本市の所有するテニスコートの面積では生涯学習課で活用できる補助金がないのも現状です。

先ほどまちづくり対策課長が答弁しましたとおり、令和5年度以降にテニスコートの計画的な改修を検討していることから、当面は、不良個所の点検を行い、部分的な修繕で対応し、少しでも利用者の皆さんに満足していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) ありがとうございます。

経年劣化が進んでいること、都度、修繕を行ってきたこと、お金がかかること、補助事業が該当しないこと、一方で、大規模な改修計画に持ち込みたいこと、様々な課題があるようですが、どちらにしても積極的な修繕が必要との認識答弁をいただきました。どうかよろしく願いします。

以上で、通告による全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) この際、午食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 皆さん、お疲れさまです。新風会の弘田条です。

質問に入る前に近況を少しお話をさせていただきますと、12月に入りまして産業祭に参加をしておりました。もうこれ7年から8年連続だと思いますが、コーナーも設けてもらいましてバルーンおじさんで頑張っておりました、たくさん子供も来てもらいましたし天気もよかったですと思いますし、反省したのは、昼飯時が一番忙しくて飯も食えんというようなこともありま

して、もう来年からはおにぎりを持って行かないかんというようなことと、最後2時半頃になりましたら左手の人さし指も引きつってまいりまして、それを克服しながらやったということですが、少しでもお役に立てるようにまた頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回は、地球温暖化防止についてと、人権行政について2点質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

最初に、市民課長にお伺ひしますが、今日は朝からずっと3人連続で御苦勞さまですが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、地球温暖化防止については、アメリカではジョー・バイデン大統領が就任後、直ちにパリ協定に復帰しました。日本では昨年の秋には菅首相が2050年までに温室効果ガスゼロとすると表明、その直後に四国電力も風力発電、洋上風力発電、配電線の強化などを発表しました。

自動車業界も100年に一度の大変革期と言われまして、2030年から2035年にはエンジンの生産を中止して、全てEV車、電気自動車にシフトする動きとなってきています。来年度には軽自動車を含めまして、新車種のEV車が販売されると報道もされています。

地球温暖化は早いスピードで進んでおりまして、温度が1.5度上昇する時期も想定より早くなってきました。1.5度温度が上昇すれば、台風も大型で強力な勢力となり、最大瞬間風速も90メートルにも達すると予測するテレビ番組を見ました。これはもう大変なことになると心配をしているところであります。

私自身ですけれども、小学校2年の頃ですから50年ぐらい前の話ですが、夏に気温が大体30度になったら熱いって言いよったときが50年ぐらい前でしたけれども、今では夏になったら36度から37度に平気であるようなそういう気温にもなっておりまして。まさにこれは地球温暖化ではないかというふうに思っているところです。私自身も、何度かお話をしたかもしれませんが、週に2回浦尻でシニアソフトボールもやっておりますけれども、気温が高いと必ず熱中症の症状が出てくるようになりました。この地球温暖化が健康にも大きく影響してきているというふうに思っております。この地球温暖化防止については、ぜひとも取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

まず1点目、高知県のカーボンニュートラルの取組についてであります。令和2年の高知県議会で高知県知事が2050年のカーボンニュートラルの実現に向け取り組むと宣言したとお聞きしました。この内容について、市民課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

(市民課長 岡田旭生君自席)

○市民課長(岡田旭生君) お答えをいたします。

高知県では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、知事が2020年2月定例議会において、気候変動問題への対応と産業振興の両立を目指して、果たすべき役割をしっかりと果たしていく必要があると2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいくことを宣言いたしました。

2021年3月には、高知県地球温暖化対策実行計画におきまして、中期的な目標として、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを29%以上削減することを設定しております。

カーボンニュートラルの実現に向けて、2つの方向性を柱として取組を進めることとしており、まず、1つ目は本県の豊富な森林資源を生かした、林業振興を通じた森林吸収源対策、そして都市の脱炭素化を推進することとしておりまして、内容としましては、全国で1位の森林面積比率を誇る本県の持続可能な林業の振興を通じて、森林吸収源としての高知の森を守る取組を進め、さらにCLT工法の普及、県産材の利用促進などを通じて、建築材を環境負荷の少ない木へと置き換えて、建物の木造化を推進していくことにより都市の脱炭素化を図るというものです。

2つ目は、ものづくりやサービスの省エネルギー化の促進による産業振興と脱炭素化の両立です。内容としましては、温暖化対策は経済成長の制約ではなく、むしろイノベーションを生み出し、大きな経済成長につながっていくという発想の転換が必要なことから、事業所などの設備機器などにより省エネ性能の高いものに更新をしていくということ、あるいは建物の高断熱化を通じた空調などの省エネルギー化により、産業振興と脱炭素化の両立を目指していくというものとなっております。

高知県環境基本計画のもと、二酸化炭素排出量の目標等を定めた高知県地球温暖化対策実行計画や再生可能エネルギーの推進を図るための高知県新エネルギービジョンの取組に加え、具体的な道筋を示す行動計画を盛り込んだアクションプランを策定することとしておりまして、脱炭素社会の実現に向け、県民の皆さん、事業者、行政が一体となりオール高知での推進体制を構築することとしております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 高知県独自の取組でなかなかいい提案をされていると思いました。ありがとうございます。

次に、四万十市、宿毛市の取組についてであります。

四万十市と宿毛市についてもカーボンニュートラルの取組を行っていくと報道がありました。この内容について、市民課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

四万十市の取組からお答えをいたします。

令和3年3月市議会定例会におきまして、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す四万十市ゼロカーボンシティ宣言の制定を議決しております。

宣言では、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、自然再生エネルギーの活用や森林の整備など脱炭素への取組を推進していくこととしております。

具体的な取組、進め方としましては、市広報7月号から連載で「ゼロカーボンを知ろう」と題して、四万十市にどんな問題点があるのか、どのように取り組めば温室効果ガスの排出量を抑えることができるのかといったことから、省エネや再エネ、環境学習などゼロカーボンを目指すために行っていく施策などの周知啓発を行っております。

次に、宿毛市の取組についてお答えいたします。

令和3年4月に二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す宿毛市2040ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

宣言では、2040年までに二酸化炭素の排出量ゼロを目指し、市民の皆さんや事業者等とともにチームすくもで、実現に向けた取組を推進することとしております。

宣言時に目標として公表した主な施策としましては、公共施設の太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入、公共施設のLED化による省エネの推進、公用車のハイブリッド及びEV（電気自動車）化の促進、徒歩・自転車利用による近隣移動の推進、昼食時の職員による車利用の抑制、これは庁舎内での昼食週間の導入を行うものです。次に、地域公共交通（コミュニティバス）の利用促進、宿毛市地球温暖化対策実行計画の策定、電動自転車購入補助による2次交通の利便性の確保となっております。

なお、宣言以前からではありますが、四万十市、宿毛市とも地区が行う防犯灯のLED化でありますとか、新設などの補助事業も実施していると伺っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 四万十市も宿毛市も取組をやって、特にどこも2050年やけど宿毛

市は2040年ということで10年早いということと、それから四万十市であれば広報でいろいろゼロカーボンを知るとか、宿毛市では具体的にいろいろとLED化であったりハイブリッド化であったりとかEVの購入の具体的な案もありますんで、非常に参考になる事例だというふうに思いました。なかなか四万十市、宿毛市にも習っていかなければならないというふうに思いました。

次に、本市の取組についてであります。

本市においても、カーボンニュートラルについていろいろやってきたと思います。今までの取組と、これからどう取り組んでいくか市民課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

本市では、発電時に温室効果ガスを排出しない自然エネルギー、再生可能エネルギーの発電事業としまして、平成26年度から市直営で2か所の太陽光発電事業を開始しております。まず、太田太陽光発電所では最大出力990キロワット、年間発電量135万7,000キロワット、年間での一般世帯390世帯分に相当する発電量を、次に、中浜太陽光発電所では最大出力750キロワット、年間発電量94万738キロワット、年間の一般世帯の270世帯分に相当する電力を発電し全量売電を行い、温室効果ガスの排出を抑制した環境に優しい発電事業に取り組んでおります。令和2年度決算までの直近5か年では、年平均で9,700万円を超える収益を計上しております、この売電収入を財源に各種の地球温暖化防止対策に取り組んでおります。

まず、この売電収入を財源とした市の補助事業による地球温暖化防止対策についてお答えいたします。最初に、地区で管理する防犯灯の設置に対する補助があります。これは、平成29年度までは、まちづくり対策課が住みよいまちづくり事業として実施しておりましたが、平成30年度からは環境課で、令和元年度からは市民課で土佐清水市再生可能エネルギー事業利活用補助金として、防犯灯のLED化や新設により二酸化炭素の排出抑制による地球温暖化防止に取り組んでおります。他には、土佐清水市太陽光発電システム設置促進事業補助金として、自然エネルギーを活用とする家庭用の太陽光発電パネルの設置に対する補助事業も実施しております。

次に、市役所庁舎ほか、市が所有する施設で使用している蛍光灯などの照明器具のLED化を平成30年度から順次実施しております。また、公用車の電気自動車化及びハイブリッド化では、平成27年度に電気自動車（軽四輪）3台、令和元年度にはハイブリッド車（普通車）1台を購入しております。そのほかでは、空調設備（エアコン）の老朽化などによる買換えを

行うことにより、省エネによる二酸化炭素の排出量抑制を行っております。

売電収入を活用した取組以外でも、平成22年度には市庁舎屋上に太陽光パネルを設置し、発電した電力を庁内で全量消費しております。太陽光発電事業関係につきましては、中学校や保育園へのパネルの設置ほか、平成26年度以降は休校中の益野小学校、下川口中学校、廃校となりました旧三崎小学校、宗呂小学校の屋根を民間事業者に貸付けし、発電事業を行っております。

平成26年度には、高知県・土佐清水市地域還流太陽光発電事業としまして、高知県や土佐清水市ほか、民間6事業者が、こうち・しみずメガソーラー株式会社を設立し、二酸化炭素の排出量を抑制する先進的な太陽光発電事業の取組を行っております。

他にも、出張用公用車の買換え等の際はハイブリッド車を購入しており、今後もハイブリッド車などの二酸化炭素の排出量が少ない車両の購入の促進に取り組んでいくこととしております。

平成21年度には、土佐清水市温室効果ガス排出削減実行計画、現計画名、土佐清水市地球温暖化対策実行計画を策定し、市が管理する施設での燃料系、電気系の削減目標を立て、毎年、検証・総括し二酸化炭素の削減に取り組んでおります。以上がこれまでの主な取組となっております。

個人レベルでも地球温暖化防止に向けて取組を行うことができます。例えば、買い物時のマイバック持参、ハイブリッド車や電気自動車、エコ家電の購入、エコ住宅にするほか、照明のLED化や窓を二重ガラスに変更する。ごみの減量やリサイクル化、エコドライブの心がけなど、各家庭で一人一人がふだんの生活の中で二酸化炭素の排出量を削減することが可能ですので、市広報などを通じ周知啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 土佐清水市もいろんなことを取り組んできて成果も上がってきているし、今最後のほうで課長も個人でもできることもたくさんあったと思いますので、ぜひ広報等でも流していただいて、市民全体が取り組めるような、そういった取組もしていただければと思います。また、市民課長のやる気も感じる答弁でして、どうもありがとうございました。

それでは、最後に市長にお聞きします。

これ、カーボンニュートラルについての所見でありますけども、本市では、平成27年に高知県の省エネ大賞を受賞しました。この大賞は、市直営の太陽光発電の設置や、市役所耐震時に照明器具のLED化などに対してであったと思います。

また、清水中学校やきらら清水保育園、市役所庁舎などにも太陽光発電設備の設置など行ってきています。

浦尻運動公園の夜間照明では、水銀灯からLEDに変更したことで、消費電力も減少したことで高圧受電設備キュービクルも不要となり、年間電気代で約100万円、修繕料や保守点検料も不要となり、これを合わせると年間約130万円の経費節減にもなったと聞きました。

本市は、地球温暖化防止に先進的に取り組んでいると考えています。カーボンニュートラルについては、各自治体も積極的に進めていかなければならないと考えていますが、この件について市長にお聞きするところです。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 平成27年に高知県の省エネ大賞、これはこういうところで何であります、当時の環境課で課長補佐をしていた弘田議員が、本当にこのカーボンニュートラルについては御尽力をいただきまして、この平成27年の大賞につながったというふうに思っておりますし、先ほど紹介のあった浦尻の運動公園も弘田議員が手がけた一つの成果だというふうに評価をしているところであります。

さて、所見ということではありますが、地球温暖化がこの原因とみられる集中豪雨や台風の強大化、先日のアメリカのほうでの竜巻などによる本当に自然災害が頻発・激甚化しております。温室効果ガスの削減は国際的に喫緊の課題となっているというふうに認識をしております。こうした状況から、多くの国や企業が環境問題の解決に取り組み、先ほど議員からも紹介がありました、日本でも2020年10月に、2050年までに国内におけるカーボンニュートラル、脱炭素化を目指すと言。県におきましても、2020年2月、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいくことを宣言し、高知県環境基本計画第五次計画及び具体的な道筋を示す行動計画を盛り込んだアクションプランを策定し、脱炭素社会の実現に向けて、県民の皆さん、事業者、行政が一体となって推進体制を構築することとしております。

あわせて、地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進し、事業者や住民はその施策に協力することを規定をしております。

本市におきましても、現在の取組を継続強化するとともに、本市独自の取組も実践しながら、各種支援策の検討や脱炭素に向けた機運の醸成を図らなければならないと思っております。

地球温暖化防止、脱炭素社会の実現には市民の皆さんの合意形成や共通認識が必要不可欠でありますので、市民一人一人が危機感を持って、二酸化炭素の削減、カーボンニュートラルの実現に向け積極的にこれから取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうも、市長ありがとうございます。

今からは本当に大事な問題ということで市長もお考えもあるということで確認をさせていただきましたけど、ぜひ頑張って温暖化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、これは質問ではありませんが、ちょっと要望としまして、上野の奥に高畑がありまして、以前これが四国電力が水力発電を運転していたところではありますが、これについて有効な手段だと考えておまして、また再利用できないか、これらも検討もしていただければということをお願いをしておきたいと思えます。

以上におきまして、地球温暖化についての質問を終わらせてもらいます。

次に、人権行政について質問をまいります。

1点目の、教育推進計画について生涯学習課長にお聞きしますが、まず1点目、委員さんについてどのような方々となっているか、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

人権教育推進計画策定委員会委員の構成についてお答えをさせていただきます。

土佐清水市人権教育推進計画策定委員会設置要綱により、学識経験者、教育関係者、関係する各種団体に属する者、その他教育委員会が必要と認めた者により15名以内で組織することとしております。

この設置要綱に基づき、学校関係者4名、保育関係者1名、市人教1名、部落解放同盟土佐清水市連絡協議会1名、市小中PTA連絡協議会1名、社会教育委員1名、行政職員6名の計15名を本年5月1日付で任命及び委嘱し、様々な立場の方から幅広く御意見をお聞きすることができるよう委員構成となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

次に、この計画の作成に当たりまして、作成のスケジュールについて生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

(生涯学習課長 田村五鈴君自席)

○生涯学習課長(田村五鈴君) お答えいたします。

策定までのスケジュールにつきましては、6月11日に第1回策定委員会を開催し、委員長・副委員長の選任、計画策定に係るスケジュール等の確認などを行いました。

同じく6月に、保育関係者を含めた教育委員会事務局職員で構成する作業部会を立ち上げました。8月30日に第2回目の策定委員会を開催し、そこでは作業部会で作成した、たたき台をもとに検討を行いました。今後の予定といたしましては、このたたき台をもとに12月、1月、2月と策定委員会を開催する計画であり、今年度計5回の策定委員会を経て令和4年3月末完成を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 分かりました。今年度中にはできるということなので、できればまた詳しく質問をしていきますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、この計画の目指すものというところですが、この計画はどのように作成して、どのようなことを目指しているか、生涯学習課長にお聞きします。

○議長(永野裕夫君) 生涯学習課長。

(生涯学習課長 田村五鈴君自席)

○生涯学習課長(田村五鈴君) お答えいたします。

土佐清水市人権教育推進計画は、土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例及び人権を尊重する社会づくり行動計画2021の趣旨を踏まえ、就学前教育、学校教育、社会教育など教育の分野における施策の推進計画として策定するものです。

2019年にじんけん課が実施した意識調査結果により明らかになった本市の実態を踏まえ、人権教育の課題を解決していくためには、市人教、行政、学校、地域、家庭が連携していかなければ課題解決の実現は不可能です。人権が尊重される社会づくりの担い手は市民であるとの理念のもとに、本市における人権教育の基本的な方針を示すものとし、学校、家庭、地域等のそれぞれの役割を踏まえた上で、連携の軸となるようなより実効性のある推進計画を作成したいと考えております。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 生涯学習課長、ありがとうございました。

次に、じんけん課長に質問をしてみたいです。

人権を尊重する社会づくり行動計画2021についてであります。まず、従来の行動計画とどう変わったかというところですが、今年度より新たな人権を尊重する社会づくり行動計画2021の取組も始まりましたが、従来と行動計画がどう変わったか、じんけん課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君）　お答えします。

人権行政の推進に当たっては、土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の精神を基本理念として、人権を尊重する社会づくり行動計画に基づいて実施しております。人権を取り巻く社会情勢の変化や新たな人権施策の展開が必要となったことから、今年度より新たな人権課題を加えた行動計画に基づき、全ての人権が尊重される地域社会づくりを目指し、人権課題別に啓発活動などに取り組んでいます。

前回からの変更点について申し上げますと、身近な人権課題として、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認を追加し、それぞれ施策を実施することとしています。

また、人権啓発・人権教育の充実として、課題ごとに具体的施策を示し、じんけん出前講座など市民の学習する機会の充実に努めることとしています。

市職員・福祉関係者・教職員・社会教育関係者・消防職員など、より高い人権意識をもって職務に従事することが求められる職員の対応についても示しております。

このほか、2016年制定の障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえた、啓発・研修機会の充実などについても記載しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　2番、弘田　条君。

（2番　弘田　条君発言席）

○2番（弘田　条君）　次に、新行動計画における人権啓発や人権別の取組についてであります。新しくなった行動計画における今年度の人権啓発の取組や、人権課題の取組、参加状況についてじんけん課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君）　お答えします。

行動計画に基づく事業として、今年度の取組状況、これからの取組について、人権課題別に

申し上げます。

まず1点目、同和問題について。7月6日、部落差別をなくする運動強調旬間期間中に中学校総見として人権啓発講演会を開催しております。講演は中学校で行い、その様子を公民館で中継し、合計で334人の参加となっております。この模様は人権広報みちに掲載し、全戸配布しております。

このほか10月11日、人権教育推進講座第1講座として「同和問題（部落差別）について」を開催し、68人の参加となっております。

2点目、女性の人権ですが、これは課としての取組ではありませんが、こうち男女共同参画センター・ソーレ、高知県人権啓発センター主催による6月19日の男女共同参画推進月間講演会、11月7日のDV防止講演会に職員が参加しております。

3点目、子供の人権ですが、9月30日、高校総見として人権啓発映画上映会を開催しております。内容は、児童虐待をテーマとした「母さんがどんなに僕を嫌いでも」の映画を上映しました。昼夜2回上映し、合計で392人の参加となっております。

人権尊重の社会づくり事業費補助金の活用により、三崎小学校にて「子ども食堂・子どもの居場所づくり」についての学習会の開催が1月22日に予定されております。

4点目、高齢者の人権としまして、各福祉センターで地域住民相互の交流促進と地域福祉の充実を図ることを目的に、デイサービス事業や、教養・文化・軽スポーツなどの各講座を開催しております。10月末現在でデイサービス73回、延べ1,454人参加、地域交流促進講座9講座、133回、延べ1,248人の参加となっております。

このほか、じんけん出前講座として、2月7日布地区デイサービス参加者、2月15日は高齢者福祉施設の職員への研修をそれぞれ予定しております。

5点目、障害者の人権ですが、人権尊重の社会づくり事業費補助金の活用により、車椅子ラグビー選手を迎えた障害者理解の学習会が開催されており、11月13日には下川口小学校で48人、12月2日には清水小学校で137人が参加しております。

6点目です。HIV感染者等ですが、この件につきましては今年度は予定しておりません。

7点目、外国人です。松崎福祉センターにおいて日本語学級を開催しております。ここで、土佐清水市で暮らす外国の方が、日本語や日本の文化、習慣などを学習しております。10月末現在で11回開催、延べ70人が参加しております。

8点目、犯罪被害者等ですが、11月25日、人権教育推進講座第2講座として「犯罪被害者の置かれる現状について」を開催し、66名の参加となっております。

9点目、インターネットによる人権侵害ですが、2月22日、人権教育推進講座第4講座として「子どもの人権とインターネットによる人権侵害について」の開催を予定しております。

10点目、災害と人権ですが、1月12日、人権教育推進講座第3講座として「災害と人権～誰一人取り残さない寄り添い支援～」の開催を予定しております。

11点目、性的指向・性自認ですが、性的マイノリティの人たちに寄り添い、安心して生活できる社会づくりの一環として、パートナーシップ制度導入を検討しており、その実現のためには市民の多様な性に関する理解が不可欠であることから、市民啓発活動などの取組を実施しております。

じんけん出前講座の中で、性的指向・性自認について、4月6日、給食センター、10月29日、社会教育施設職員、11月4日は市議会で開催しております。

また、今年のじんけんフェスティバルの講演として「パパは女子高生だった」と題し、講師に前田良氏を迎え、12月19日での開催を予定しています。次の日曜日の開催になりますので、また皆様の参加をよろしくお願ひします。この模様は3月発行のじんけん広報へ掲載を予定しています。

このほかの取組として、人権三法には、教育啓発とともに相談支援体制の充実が求められていることを踏まえ、弁護士による無料人権相談を開始しています。2か月ごとに実施しており、これまで12人の相談に応じております。金銭や人間関係など日常生活上のトラブルや困り事などについて、法律家の見地から、相談者への適切な助言や支援を行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 様々な取組があつて、幅も広いということでもいろいろと実績も聞かせてもらつて、じんけん課もなかなか頑張っているなというふうに思っていますので、大変ですけどぜひ取組を頑張ってもらいたいと思いました。

次に、今後においてどう取り組むかということですが、行動計画及び成果と課題を踏まえて、今後どう取り組むかじんけん課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

行動計画に基づき人権講演会や学習会の開催、人権啓発映画上映会など、教育啓発活動に取り組むことにより、参加者が増えるなどの効果も現れており、またアンケートの結果からも評価をいただくなど、市民の理解も深まっているものと思われまふ。また相談支援体制の充実により困難を抱える人の課題解決にもつながっていると判断されまふ。

一方、人権問題について無理解・無関心な人の存在も否定できず、差別の助長や拡散へとつ

ながったり、固定観念や偏見などから当事者が安心して生活しにくい状況にもあります。

人権課題別の取組についても、先ほど報告したとおり、年間を通じ実施できていない課題もあります。

そういったことから今後も、人権教育・人権啓発活動の充実に努め、市民の学習機会の提供などにより、市民一人一人が様々な人権課題について、正しく理解し、認識を深め、その解消に向け積極的に行動できるよう工夫しながら、粘り強く繰り返し繰り返し取り組んでいかなければならないと考えております。

この行動計画は、同和問題をはじめ様々な差別や人権侵害を解決し、全ての人が健やかで心豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、行政と市民が一体となって取り組むことを記載したもので、市民一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるようにすることを基本としております。今後とも、この計画の基本理念に基づき、人権施策を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 今、課長の答弁の途中で、繰り返し繰り返しというところがあって大事なことだと思って、僕も過去にも何遍も研修に参加したんですけど、やはりそういったことを言われることもあって、やっぱり繰り返し繰り返し勉強しながら、またみんなが勉強していくということが大事だと思ってますんで、大事なことだというふうに今感じてお聞きをしておりました。

次に、LGBTと性的マイノリティの抱える困難についてというところであります。

先日、議会におきましても、全員協議会で外部講師を招きまして研修会をすることができて大変よかったと思えました。全員参加をしてくれていました。そこで、勉強もさせていただいたんですけども、LGBTとは、性的マイノリティの抱える困難や問題点についてじんけん課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

まず、LGBTについてですが、これは性的指向（好きになる性）として、レズビアン、心の性が女性で好きになる性も女性、ゲイ、心の性が男性で好きになる性も男性、バイセクシャル、好きになる性が男性・女性の両方。性自認（心の性）として、トランスジェンダー、体と心の性が異なる。

これら性の在り方の頭文字を並べた言葉で、性的マイノリティとして、マイノリティの総称として使われていますが、これ以外にもエックスジェンダー、性自認が男性・女性のどちらでもある、どちらでもない、場合によって変わる、アセクシャル、性的指向が他人に向いてない人、パンセクシュアル、相手の性の在り方を条件としない、クエスチョニング、性自認や性的指向を決めていない、分からない、模索しているなど、性の在り方はLGBTの4つだけでは表し切れない多様なものとなっております。

このように、人の性の在り方は非常に多様で、一人一人のセクシャリティはそれぞれが持つ個性と言えますが、誰もが持っているその個性を、性的マイノリティの方は少数派であるがゆえに周囲から理解してもらえず、誤解や偏見もあり、ありのままの自分を受け入れてもらえない、法律上の婚姻も認められないといったことから、日常生活を送る上で、生きづらさを感じさせたり、不利益が生じるなどの困難を抱える状況になっています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

最近によくLGBTも耳にするようになって、今課長からも詳しい説明がありました。6月会議だったと思いますが、多機能トイレについても質問させてもらって、これも相通じるところもあると思ひまして、市役所のほうも1階に今度健康推進課と税務課から出たところにも多目的トイレもつくってくれる計画もあるということです、それも対応の一つだというふうに考えてますので、また今度できるトイレにも期待をしていきたいと思ひているところですが、ぜひまたこういったことについても、特に啓発などをして市民の皆さんにお知らせしていただくようなこともぜひ行ってもらいたいと考えております。

最後に、パートナーシップ制度については、今朝吉村さんが詳しく聞いていたのでということですが、せっかく僕も質問を出しておりますので、特にマイノリティの方の対応についてとかはまた課長の考え方もあると思ひますので、そこら辺について課長にお聞きしたいと思います。じんけん課長お願いします。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

パートナーシップ制度につきましては、同性であるカップルなどお互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う関係にある2人が、その関係性を市に登録し、市は登録の事実を公的に証明するもので、パートナーとして婚姻相当の関係を公に認めるもので

す。

パートナーシップ制度は、カップル二人の気持ちに寄り添うことを第一とし、今後、制度や多様な性の在り方に対する社会的理解を深めることで性的少数者の方々の困難の解消につなげようとするもので、現在早期の導入に向け取り組んでおります。

なお、この取扱いは市が独自に制定するものなので、婚姻とは違い、法律上の効果が生じるものではありませんが、登録することにより、家族として公営住宅への入居、クレジットカードの家族カード作成、病院での面会や同意の機会が得られやすくなることなどが想定されます。これらは確約事項ではなく、企業側・病院などの判断・裁量に依存するものであり、公的サービスの提供についても、条例改正なども必要になりますが、生活を送る上で社会からの理解を得やすくなると考えられます。

また、この部分はちょっと午前中と重複しますが、法律上の婚姻とは異なりますが、2人の関係を自治体の承認のもとで認めるという事実確認が、2人の精神的関係をより強くすることなども期待されます。

今後におきましては、パートナーシップ制度の早期導入、その実践、市民啓発活動の充実などに努め、市民の性的マイノリティへの理解を深め、多様な性の在り方への社会的理解を促進し、一人一人のありのままの姿が受け入れられる、誰もがそれぞれの個性や生き方をお互いに認め合い支え合うまちの実現を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） やっぱり課長が言うとおりで、その人たちの支援もしていかないかんと思うし、研修でもお聞きしましたが、LGBTであったりパートナーシップ制度の関係については、やっぱり8%ぐらいいるということも勉強させていただきました。この方たちは隠さずに自分は対象者ですと、マイノリティ、少数派ですよと言えることになるようなそういうことも大事だということも研修させていただきました。ですから、やっぱり高知市らも始まっちゃうですし、これからもぜひそういった、研修ではパートナーシップであれば保険の受取人になれるとかいろいろあるということなんで、それも解決もしていかないかんし、役所の中でもいろいろ課題があって、課ごとに出し合うてそれも検証していくというような話も聞きましたので、ぜひそういったことも進めていっていただいて、誰もが過ごしやすいまちになるように取組をしてもらいたいと思います。

また、言い忘れましたが、これも先ほどのLGBTと同じ研修会でパートナーシップについてはじんけん課長から説明を聞いて、全員協議会で研修を受けたわけですけども、やはり議

会でもしっかり勉強もさせていただいて、今後もまたそういったことに取り組んでいけるように自分らも頑張っていけないかんと思っているところでもあります。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月14日午前10時に再開をいたします。お疲れさまでございました。

午後 1時45分 延 会